

子どもの遊び場・町のはらっぱ等
管理者及び利用者 各位

泉区地域振興課長
健康福祉局健康推進課担当課長

子どもの遊び場等における受動喫煙対策の推進について（依頼）

本市では、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するとともに、望まない受動喫煙を防止するため、令和7年4月から本市が所管する公園を禁煙とします。

公園と同様に子どもたちが遊べる環境を提供する、子どもの遊び場、町のはらっぱ、広場等についても、この趣旨に基づき、敷地内の禁煙について実施していただきますよう、御協力をお願いいたします。

1 依頼事項

別添の掲示用看板について、敷地内への看板掲示の御協力をお願いします。

また、喫煙されている方がいらっしゃいましたら可能な範囲にて周知をお願いいたします。

※なお、禁煙については喫煙者任意の御協力となります。強制的に退去等をさせることはできませんので御留意ください。

2 添付資料

「禁煙にご協力ください」看板

（参考）健康増進法

（関係者の協力）

第二十六条

国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設及び旅客運送事業自動車等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（喫煙をする際の配慮義務等）

第二十七条

何人も、（中略）喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

STOP! 受動喫煙



**禁煙に
ご協力ください**

横 浜 市